



CLASSIFICATION

The FIPFA Classification Rulebook.

国際電動車椅子サッカー連盟
クラス分け規則集

はじめに

日本電動車椅子サッカー協会クラス分け委員会は日本語版クラス分け規則集の翻訳編集にあたり、(財)障害者スポーツ協会発行「08版障害者スポーツ用語・和訳700語」に記載された用語についてはその対訳を参照させて頂いた。

現在、日本国内におけるパラリンピック採用競技の主管団体が発行する公文書等において各競技間の用語統一が完成されているわけではないが、今後パラリンピック競技正式採用を目指している電動車椅子サッカーにおいては、少なくとも(財)障害者スポーツ協会発行「08版障害者スポーツ用語・和訳700語」記載用語についてはそれを尊重することにより、国内において今後想定される電動車椅子サッカークラス分け業務での使用用語上の混乱を極力回避するための処置である。

また、本規則集における各条通し番号において第14条が重複しているが、英語版原本においてその重複があるため、日本語版においてもあえて同様に記することとした。

加えて第15条10章クラス分け上訴申請書 においては、本来「クラス分け上訴申請書」書式が記載されていないののだが、英語版原本においては「クラス分け承諾書」が記載されている。これは英語版原本の誤編集との判断から、日本語版においては空欄とすることとした。

2011年 日本電動車椅子サッカー協会クラス分け委員会

目 次

FIPFA クラス分け	6
1. クラス分けの目的.....	6
1.1 適格性.....	6
適格基準.....	7
1.2 競技会における選手グループ.....	7
1.3 参加の準備.....	8
2. 競技クラス.....	8
2.1. PF 1 :	8
2.2. PF 2 :	8
3. クラス分け要員.....	9
3.1 クラス分け部門長.....	9
3.2 主任クラス分け委員.....	9
3.3 クラス分け委員.....	9
3.4 クラス分け専門委員会.....	9
4. クラス分け管理手続.....	9
4.1 クラス分けマスターリスト.....	9
4.2 国内クラス分け.....	9
4.3 公式試合における国際クラス分け.....	10
4.4 クラス分けー準備と日程計画.....	10
4.5 クラス分け要員の任命.....	10
4.6 大会組織委員会との準備.....	10
4.7 クラス分け評定スケジュール.....	10

Athlete Evaluation Section 選手評定の部..... 11

5. 選手評定.....	12
5.1 同意書.....	12
6. 選手評定プロセス.....	12
6.1. 身体的評価.....	12
6.2. 技術的評価.....	12
6.3. 客観的能力観察.....	12
7. 評定での誤った実技.....	12
7.1 評定参加の不成立.....	13
7.2 評定中の非協力.....	13
7.3 技量と（又は）能力の意図的不実表示.....	13
8. 評定における事実と反する実演の影響.....	14
8.1 選手サポート要員に対する影響.....	14
8.2 チームに対する影響.....	14
8.3 処罰の公表.....	14

9. 選手の実演	14
9.1 参加の準備	14
10. 選手評価	15
10.1. 医療情報申告書	15
11. クラス分け評価に影響する機能的な特徴	15
11.1. 姿勢コントロール	15
11.2. 運転技能	16
11.3. 頭部コントロール評価	16
11.4. 反射反応	16
11.5. スタミナ（持久力）と耐久力	17
11.6. 意思疎通	17
11.7. 対戦下のパフォーマンス全体の観察	17
12. 観察評価後の競技クラス変更	18
13. 登録競技クラスと競技クラスステータスの指定	18
13.1 初期競技クラスの指定	19
13.2. 競技クラス指定の確認	19
13.3. 選手への通知	19
13.4. 第三者組織への通知	19
13.5. 協議会後通知	19
14. 評価ガイドライン	20
神経状態（表）	20
整形外科状況（表）	21
肢切断者-後天的と／もしくは 先天的（3もしくは4四肢に関して）（表）	21
筋障害、筋ジストロフィー、その他（表）	22
脊髄損傷（表）	23

Protest & Appeals section 「抗議」と「上訴」の部 24

14. 抗議要領	25
14.1. 抗議	25
14.2. 抗議を処理するための一般原則	25
14.3. 抗議の機会	25
14.4. 競技会における抗議手続き	26
14.5. 抗議の承認	27
14.6. 競技会中の抗議委員会	27
表 1： 競技会中の抗議機会	27
14.7. 競技会中以外での抗議手続き	28
表 2： 競技会中以外での抗議	28
14.8. 抗議手順	29
15. 上訴要領	30
15.1. 上訴	30
15.2. 上訴処理のための一般原則	30
15.3. 上訴権限	30

15.4. 上訴提出	30
15.5. 上訴手順	31
15.6. 上訴審	31
15.7. 上訴判決	31
15.8. 機密性	32
15.9. 上訴手順	33
15.10 クラス分け上訴申請書	34

※申請書未掲載

Classifier training & Certification Section

<u>クラス分け委員 トレーニングと資格認証の部</u>	35
------------------------------	----

16. クラス分け委員トレーニングと資格認証	36
------------------------	----

16.1 クラス分け要員	36
16.2. クラス分け委員資格認証のレベル	37
16.3. クラス分け委員資格の維持	38

17. 行動規範	39
----------	----

<u>クラス分け評価用紙 (Ver2 : 2008/6月)</u>	40
-----------------------------------	----

<u>クラス分け承諾書</u>	44
-----------------	----

【補足資料】 使用用語解説	45
----------------------	----

FIPFA クラス分け

国際パラリンピック委員会の原則に従い、FIPFA クラス分けは、すべての役員、競技者、および選手の権利を守りながら、説明責任を果たし、フェアプレーと競技会の開催を保証することに努める。

1. クラス分けの目的

FIPFA クラス分けシステムは、競技会の結果に対する障害の影響を最小化し、競技会において個人の基本的競技能力が優れた成績につながることを目的とする。

この目的を達成するために、選手は自らの障害による活動制限の程度に応じて評価され、競技クラスを割り当てられる。

FIPFA に登録された選手は、単に運動能力を阻害する障害の程度が少ないことで好成績を残すことがあってはならない。

選手たちは生理学的、心理学的に最も優れた特性を持ち、トレーニング、栄養学、テクニック、正当な技術的補助器具(シートベルトを付けたり、機器のデザイン等)などの正当な手段によってその能力を伸ばすことが求められる。

FIPFA クラス分けシステムは、電動車椅子サッカーにおけるパフォーマンスの中心的決定要素に競技者の障害が与える影響を元に、競技者の競技クラスを認定する。

つまり、クラス分けシステムは競技会の骨組みとなり、作戦、能力、才能が競技会における成功を可能にするものである。

具体的に、このシステムには二つの目的がある

- (1) 競技適格性の決定
- (2) 競技会における競技者グループ分け *1

1.1 適格性

FIPFA は以下の障害分類によって個々に競技機会を規定する。

- ・ 神経障害（痙性を伴った筋緊張亢進、ジストニア（ジストニー）、アテトーシス（無定位運動症）と運動失調、を含む）
- ・ 筋障害（筋ジストロフィーを含む）
- ・ 脊髄損傷
- ・ 整形外科疾患

これらに該当する障害タイプは、永久的かつ証明可能で(例えば、身体トレーニング、リハビリテーション、または他の治療的介入によって治癒の見込みが当分ないもの)、運動能力上の問題を起こす永久的で、証明可能な活動制限の原因となるものでなければならない。

¹ IPC Classification Code section 2.1.2.

適格基準

電動車椅子サッカーは、厳しい身体障害によって証明可能で永続的*な活動制限があり、結果として当該競技者がスポーツをするためには自走移動具の使用を必要とすると診断された者のみによって行われる。

FIPFA 適格基準判定においては、障害の真偽を問わず、電動車椅子サッカー競技を行うための競技者の適格性のみを調べる。

適任基準を満たす選手は、以下に列挙された FIPFA 競技クラスにより分類されなければならない；

*障害の状況が変動する場合（例えば多発性硬化症）は競技会毎のクラス分け判定の必要性が生じることがある。

競技会においてクラス分け専門委員会による適格性評価が決定され、競技することに不適格であるとされた場合、選手は第2のクラス分け専門委員会による検定を受けることができる。

第2のクラス分け専門委員会が、当該選手は競技することに不適格であると確認した場合、その選手は競技に参加することを許されず、さらなる異議申し立てオプションを有さない。

1.2 競技会における選手グループ

障害が競技結果に与える影響を最低限に抑えるために、選手はその障害が運動能力へ与える程度に従って競技クラスに当てはめられる。

クラス分けシステムは、競技会において、同程度の障害や活動制限の他選手を考慮して選手をグループ分けする。

体力のレベル、年齢、認知力、性別、または技量はクラス分けの要素とはならない。

評価は、電動車椅子サッカーに関連する競技者の機能的な能力と、競技を安全に行う能力に焦点を当てる必要がある。

電動車椅子サッカーのための競技クラスには2つのカテゴリーがある。

これにより、コーチと審判が競技状況をコントロールし、競技者の合法性について混乱なく交代を展開することが可能になる。

電動車椅子サッカーには以下の選手を含めることができる

- **神経状態**； 脳性麻痺、外傷性脳損傷、脳卒中、フリードライヒ運動失調、進行性神経疾患
- **整形外科的障害**； 関節炎（すべての四肢）、関節拘縮、いくつかのタイプの矮小発育症（小人症）、骨粗鬆症（骨形成不全）
- **切断**； 先天的もしくは後天的に、膝上と肘上に3～4つの手足切断がある、もしくは肘上両上肢の切断
- **筋障害**； 筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、先天性筋緊張症（先天性筋強直症）
- **脊髄損傷**； ポリオ（小児麻痺）、ギラン・バレー症候群、四肢麻痺

1.3 参加の準備

選手は、良好な健康状態で、ウォーミングアップを行い、身体活動を行う用意ができていなければならない。

選手は評定の間、痛みのために全力運動が制約を受けるか、継続ができない健康状態になった時には、評定を受けられない。(7.2 評価中の非協力 参照)

2. 競技クラス

競技会に参加する資格を有するすべての選手は FIPFA 規則に従って競技クラス（加えて競技クラスステータス：第 10 節参照）を割り当てられなければならない。

2.1. PF 1 :

パフォーマンス全体に影響する相当重度な身体的障害を持つ選手。

この評価区分には以下が含まれる；

- 姿勢のコントロール
- 頭部のコントロール
- 運転技術(以下の項目は特に留意される)
 - 反射行動
 - 微細運動のコントロール
 - 粗大運動機能
 - 運動機能のなめらかさ

これらの要素が複数存在するために、PF2 カテゴリー選手と同様の身体機能を持たない場合も含む。

2.2. PF 2 :

パフォーマンス全体に影響する身体障害は穏やかで中程度の選手。

この評価区分には以下が含まれる；

- 姿勢のコントロール
- 頭部のコントロール
- 運転技術(以下の項目は特に留意される)
 - 反射行動
 - 微細運動のコントロール
 - 総体的運動機能
 - 運動機能のなめらかさ

これらの要素が複合的に選手の身体機能に影響を与えることもあるが、PF1 カテゴリーの選手より機能的優位性を持つ選手である。

クラス分けの対象者が、自足歩行や手動車椅子の使用が可能な能力の機能レベルである場合、電動車椅子サッカーはそれらの競技者にとって適切なスポーツではない。

3. クラス分け要員

以下の要員は重要な役割を持っている。

3.1 クラス分け部門長

クラス分け部門長(HoC)は、FIPFA における総てのクラス分け関連事項に対して監督、管理、調整、実施に責任を持つクラス分け委員である。

3.2 主任クラス分け委員

主任クラス分け委員 (CC)は、特定の競技会における総てのクラス分け関連事項に対して監督、管理、調整、実施に責任を持つクラス分け委員である。

3.3 クラス分け委員

クラス分け委員は、クラス分け専門委員会のメンバーとなって国際競技会において選手を評価する権限を FIPFA から与えられた者である。

3.4 クラス分け専門委員会

クラス分け専門委員会は、特定の競技会において、クラス分け規則に従って競技クラスと競技クラスステータスを決定するためにクラス分け部門長によって任命されたクラス分け委員のグループである。委員会は医学およびテクニカルクラス分け委員の組み合わせにより構成される。

競技会の間、クラス分け専門委員会のメンバーは、クラス分けに関連しない他のいかなる職責も担うべきではない。^{*2}

4. クラス分け管理手続

クラス分けは、以下に概説された手続に従って管理される：

4.1 クラス分けマスターリスト

FIPFA は総ての選手について、その氏名、国籍、競技クラス、および競技クラスステータスの詳細に関するクラス分けマスターリストを管理する。

これらは FIPFA ウェブサイト上において総てのメンバーに利用可能となる。

4.2 国内クラス分け

FIPFA に参加することに適格なすべての選手は、彼ら自身の国内連盟（NOPF：各国電動車椅子サッカー組織）から初期の競技クラスを受け取らなければならない。^{*3}

クラス分けは FIPFA クラス分け規則の中で示されるガイドラインに従って実施され、各国クラス分け委員は FIPFA が承認した基準に従って養成される。

² IPC Classification code section 3.3.3

³ IPC Classification Code Section 2.8

4.3 公式試合における国際クラス分け

国際クラス分けは、FIPFA が公認した国際イベントで実施される、もしくはそれ以前に実施されるクラス分けのプロセスを参照する。選手はそのようなイベントに参加するにあたり、事前にクラス分けを受けなければならない。

公認国際競技会でのクラス分けは、FIPFA が認証し、指名した競技エキスパートクラス分け委員と医学クラス分け委員で構成された3名から成る多角的学問領域にわたるクラス分け専門委員会により実施されなければならない。

選手評定と抗議の両方に対応するために、各競技会は主任クラス分け委員と最低2つのクラス分け専門委員会を必要とする。

4.4 クラス分け準備と日程計画

競技会においては、準備、日程計画、そしてクラス分け実施に足る十分な時間が割り当てられなければならない。

これには IF（国際競技連盟）、クラス分け要員、および地域組織委員会(LOC)間の協力が必要である。

4.5 クラス分け要員の任命

クラス分け部門長(HoC)は少なくとも競技会3ヶ月前^{*4}には主任クラス分け委員(CC)を任命する。

クラス分け部門長と（もしくは）主任クラス分け委員は少なくとも競技会2ヶ月前にはクラス分け専門委員会を任命する。

クラス分け部門長は、競技会において主任クラス分け委員としての任務を兼務することができる。^{*5}

4.6 大会組織委員会との準備

クラス分け部門長と（もしくは）主任クラス分け委員は、大会組織委員会と以下の事を成す：

- 競技会に先がけて十分なクラス分けの準備と、大会組織委員会（LOC）との合意に基づく必要事項の提供を保証する。
（例えば、主任クラス分け委員は大会組織委員会（LOC）と共にクラス分け委員の現地までの往復、現地での移動、宿泊施設、食事と日当（国際競技連盟が日当を要求すれば）をコーディネートする。他にも、クラス分け評定のための設備と実施場所、クラス分け管理のための設備と実施場所、必要とする機器、技術的サポート、および支援要員等。）
- 選手登録のまとめと選手リストの準備。

4.7 クラス分け評定スケジュール

主任クラス分け委員（CC）は大会組織委員会（LOC）と協力して、関係団体の競技会到着前に配布されるべき選手評定を行う日時と場所を記した書類など、クラス分け評定期間のスケジュールを用意する。

選手評定には競技会の最初に十分な時間を割り当てられなければならない。

主要なイベントにおいて、クラス分けを受ける選手の数によっては、最大で2日間が選手評定期間として推薦される。^{*6}

⁴ International Standard :Athlete Evaluation section 5.2.1

⁵ International Standard: Classifier Training and Certification section 5.3

⁶ International Standard :Athlete Evaluation section 5.5.4

Athlete Evaluation Section

選手評定の部

補 足：

日本電動車椅子サッカー協会クラス分け委員会は「Athlete Evaluation Section：選手評定の部」の日本語訳にあたり、以下の点に留意した。

1. 条文において「評定」「評価」という区別しにくい二つの用語が使用されているが、英語版原本において当該用語はそれぞれ「Evaluation」「Assessment」と表記されている。
日本語においては「Evaluation」と「Assessment」は共に「評価」と訳されることが多く、特に両者の違いが意識されることは少ないが、英語における両者の間には若干ニュアンスの違いがある。
「Evaluation」には最終的な決定というニュアンスがあり、それに対して「Assessment」には繰り返し行われるというニュアンスがあるとされる。
すなわち「Assessment＝評価」が繰り返されて、最終的に「Evaluation＝評定」が出されるという関係にある。
本規則集においては英語版原本における記載を尊重し、かつ本書冒頭「はじめに」での説明にあるとおり（財）障害者スポーツ協会発行「08 版障害者スポーツ用語・和訳 700 語」での記載を参照して、あえて「Evaluation＝評定」「Assessment＝評価」の表記を区分して採用することとした。

5. 選手評定

選手評定とは、選手の競技クラスと競技クラスステータスを決める為に課せられるプロセスである。選手評定とは、一貫性と公平さを保証するために、クラス分け委員の観察下にあるすべての選手が課せられる継続的なプロセスである。

5.1 同意書

選手はクラス分け同意書にサインすることにより、自らの意志でクラス分けを受け、クラス分けのプロセスにおいて全力をつくして協力することに対する同意と意志を示さなければならない。
(付属書 1 参照)

6. 選手評定プロセス

選手評定プロセスには以下を含む（ただし次に制限はされない）：

- 身体的評価
- 技術的評価
- 客観的能力評価

6.1 身体的評価

クラス分け専門委員会は、FIPFA クラス分け規則にある評価方式によって選手の身体的評価を実施する。

6.2 技術的評価

クラス分け専門委員会は、FIPFA クラス分け規則にある評価方式によって選手の技術的評価を実施する。

技術的評価には、電動車椅子サッカー競技の一部である特定の動きと活動を試合外の環境で評定することを含む（ただしこの限りではない）。

クラス分け委員は、選手が模擬的な競技条件下で、どのように活動を行うか観察するために一定の条件を選手に適用する。

技術的評価において選手が自らの能力の限りを尽くしていることがクラス分け委員にとって説得力を持たなければならない、最適な観察を行うためにより一層の努力を要求することがある。

6.3 客観的能力観察

クラス分け専門委員会は、トレーニングや（または）練習のセッション中、および（または）実際の競技会中に、競技の一部として特定の活動を行っている選手の実技を観察する。

7. 評定での誤った実技

選手が評定にあたって起こしうる誤りには 3 つのケースがある。

7.1 評定参加の不成立

選手が適切な書類を用意し、機器／ユニフォームと（あるいは）必要とする選手支援要員を伴って、指定された時間または場所に評定へ参加しない場合、IPC クラス分けコード第 9 条「評定参加の不成立」

により選手は競技クラスまたは競技クラスステータスの割り当てを受けることは出来ず、その FIPFA 競技会で試合に出場することは認められない。

評定参加の不成立に対する弁明に妥当性があると主任クラス分け委員が納得した場合、選手は時間が許す限り、評定に参加する二度目で最終的な機会を与えられる。

しかしながら、最終的に選手が競技クラスと競技クラスステータスを得られなければ、その選手は当該の競技会に出場することすることは認められない。

評定参加の不成立には以下が含まれる：

- 指定された時間または場所に評定に参加しない
- 適切な機器／ユニフォーム、および（または）書類を用意して評定に参加しない
- 支援要員（必要とする支援要員の不在）

7.2 評定中の非協力^{*7}

選手評定に参加することができないか、しぶっているとクラス分け専門委員会が判断した選手は、評定中の非協力と見なされる。

主任クラス分け委員が、評定における協力不足に対する弁明に妥当性があると納得した場合、選手は評定に参加する、二度目で最終的な機会を与えられる。

選手が選手評定への協力を怠った場合、その選手は競技クラスまたは競技クラスステータスの割り当てを受けることは出来ず、当該の FIPFA 競技会で試合に出場することは認められない。

評定中の非協力と見なされたいかなる選手も、協力を怠った日から最低 12 ヶ月の間は、そのスポーツのために更なる評定を受けることを許されない。

7.3 技量と（又は）能力の意図的不実表示^{*8}

意図的に技量と（又は）能力の意図的不実表示を成したとクラス分け専門委員会が判断した選手は、FIPFA クラス分け規則によって処分される。

その選手は競技クラスまたは競技クラスステータスの割り当てを受けることは出来ず、その FIPFA 競技会で試合に出場することは認められない。

選手が、意図的に技量と（又は）能力の意図的不実表示を成したと見なされた場合：

- 当該選手は、意図的に技量と（又は）能力の意図的不実表示を成したと見なされた日から最低 2 年間は、電動車椅子サッカーのために更なる評定を受けることを許されない。
- 主任クラス分け委員は FIPFA クラス分けマスターリストから、当該選手に割り当てられた競技クラスと競技クラスステータスを削除する。
- 当該選手は、FIPFA クラス分けマスターリストと FIPFA ウェブリスト上で、IM（意図的不実表示）として明示される。

⁷ IPC Classification Code section 10

⁸ violation of IPC Classification Code section 11

- 当該選手は、意図的に技量と（又は）能力の意図的不実表示を成していると見なされた日から2年間は FIPFA の、もしくは FIPFA 管轄化におけるいかなる競技のための更なる評定を受けることを許されない。

8. 評定における事実に反する実演の影響

8.1 選手サポート要員に対する影響

FIPFA は、選手が選手評定への不参加や非協力、意図的な技量と（又は）能力の偽りを補佐するか助長する、あるいは他のいかなる方法でも評定プロセスを混乱させる選手支援要員に対して制裁を実施する。

意図的な技量と（又は）能力の偽りを繰り返し行った選手は、FIPFA からの永久追放や、FIPFA が適当とみなすその他の制裁を受ける。

8.2 チームに対する影響

FIPFA クラス分け規則の選手評定において違反を起こしたことによって競技参加に不適格と判断された選手は、チームの別の選手によって充足することは認められない。この競技規則は、1 名以上の選手が不足しているチームにも適応される。

8.3 処罰の公表^{*9}

FIPFA は選手と選手支援要員に課された処罰の詳細を公表する。

9. 選手の実演

全ての選手は、割り当てられた時間に評定場所において、試合開始時と同じようにユニフォームを着用し、FIPFA クラス分け規則によって必要とされている全ての書類、用具、および装置器具を準備の上でクラス分け専門委員会による一通りの評定を受けなければならない。

選手は通訳者と、1 名を越えない選手が所属する NPC（各国パラリンピック委員会）／国内連盟の代理人に随伴されることが認められる。^{*10}

9.1 参加の準備

選手は、良好な健康状態で、ウォーミングアップを行い、身体活動を行う用意ができていなければならない。

選手は評価の間、痛みのために全力運動が制約を受けるか、差し止められるような健康状態になった時には、**評定を受けられない**。

選手は IPC クラス分け規約第 10 条「評定中の非協力」の適用を受ける。

⁹ IPC Classification Code Section 13

¹⁰ International Standard: Athlete Evaluation section 6.1.3

10. 選手評価

参加を希望する選手は、完全な医療情報申告書を提出し、機能的能力を証明するために評定を受け、求められたエントリー・レベルを満たしているかどうかの確認を要求される。

10.1 医療情報申告書：

参加者の各国電動車椅子サッカー組織（協会・連盟）(NOPF)または医師によって記入された FIPFA 医療情報申告書を、クラス分けイベント前に提出しなければならない。

この申告書には以下の事項が含まれるには以下の事項を含む：

- あらゆる医学的状態の診断
- 定期的に服用されている医薬品の一覧
- リスク要因（てんかんの形跡、評価の間に障害となり得る病状や身体動揺に関連する渾発的な苦痛 等）
- 隠れた障害を示す証拠（視覚知覚の困難、身体の一定部位の感覚欠如など）

提出された情報が正確で、技能と機能に関する医学的情報に故意の偽り一切ないと保証することが、参加者の責任であることが、明確に理解されていなければならない。

11. クラス分け評価に影響する機能的な特徴

選手が電動車椅子チームスポーツという環境下においてクラス分け評価に参加するにあたり、競技参加を認めるのに必要な主たる重要要素は次の通りである。

- 姿勢コントロール
- 運転技能
- 頭部コントロール
- 反射反応と調整
- スタミナ（持久力）と耐久力
- コミュニケーション

電動車椅子サッカーを競技するための主たる要素それぞれは、選手がこのスポーツに参加する適性を確認するために評価される。

評価対象となる 5 つの主たる要素は、それぞれが電動車椅子を使う選手のパフォーマンスにとって重要ではあるが、可変的な影響を及ぼすため、個々の重要性は等しく見られるべきでない。

パフォーマンス全体がエントリー・レベル要件に適合しているかを決定するために、全体評価はそれぞれの要素の詳細を統合して行われなければならない。適合する場合にはその選手にとってどの「クラス分けカテゴリー」が適切であるかを決定する。これをもとにクラス分け専門委員会は初期的な決定を行うが、選手の実戦競技パフォーマンスがクラス分けステータスと一致することが求められる。

11.1 姿勢コントロール

選手が電動車椅子に座って安全に動ける範囲は、衝突状況下において姿勢コントロール喪失時の可能性を勘案して評価されなければならない。

姿勢に関わらず、電動車椅子接触パッド、側面クッション、ヘッドレスト等がいかなる競技者にとっても安全上の問題を起こさないことを確認することが不可欠である。姿勢コントロールが困難な競技者は、

それを補助する付属装置を確実に車椅子に取り付け、選手の能力を最大限に発揮させることが重要である。

特定の身体条件を有する場合、着座中に望ましくない動きを抑制することができる高度な座位保持装置を必要とするが、それは本競技への当該選手の参加を認めない正当な理由にはならないことを留意すべきである。

姿勢能力の正確な状態を把握するには、選手の体幹可動性を、姿勢保持補助器具を使用した状態と使用しない状態で評価する必要がある。それを基に、効果的に競技するために選手がどの程度姿勢保持に必要な付属品に依存しているかを正確に把握することができる。

11.2. 運転技能

選手は以下の範囲を含む運転技能を実演するべきである。

- 前後進での直進コントロール
- 左右旋回
- ボールを打つ
- 阻止
- ドリブルとリバーススピンキックを含むボールコントロール技能

これら一連の運転技能の全てを成功裏に完遂できない場合でも、それは選手の参加を妨げず、むしろ当該選手が実戦状況下において経験し、補助を必要とする要素の存在を示唆する。

電動車椅子上の選手や体の一部をコントロールするための器具の種類に制限はない。
電動車椅子の方向制御の能力は、該当チーム関係者の判断に任せられる。

方向制御に制限を持つプレーヤーは、フィールド上で不利な状況下に置かれるため、身体的条件の程度に見合った適切な機器を使っていることが証明されれば、他者に危険を及ぼさない限り、競技することが認められなければならない。

上肢の綿密な評価は、選手の機能的潜在力、ジョイスティックを容易に握ったり、つかんだり、放したりするような影響力のある要素、運転技能との釣り合いなどを理解するために行われるべきである。これに続いて、評価環境下ではなく、競技環境においてより優れた運転能力を有するかどうかを確認するために、フィールド上での観察が必要とされる。

11.3 頭部コントロール評価

頭部のコントロールと回旋の程度、そして認識視野は、選手の実技能力に大きな影響力を持つ。
頭部の旋回可動範囲が90°以下の選手は、フィールド上で左右、後方を見るために椅子を旋回する必要がある。

広い可動域で視覚的にボールを追跡する能力を有する選手は、視界に制限がある選手より明らかに有利である。

11.4 反射反応

パフォーマンスに悪影響を与えうる他の要素は、突発的要因（視覚的または聴覚的なショック）に対する選手の感受性であり、それにおいて反射反応が過剰に誇張され、その後、状況に対応する能力が遅滞することである。

同様に、協調技能が害される場合、目的ある運動を意識的に一連の動作として行うことが難しくなる。

それゆえ選手は、必要と思われる反応運動を行うことに重大な遅滞を経験し、その結果、行動の質が低下する。

ボールを打つ、もしくはタックルする状況下で、選手がコントロール下にある車椅子と共に敏速に反応する能力は、重要な要素である。

視覚的刺激に対して、車椅子が移動する際に驚き反射、もしくは遅滞を示す選手は、明らかに不利となる。遅れた反動や電動車椅子コントロール低下のようなパフォーマンスの要素は、他の車椅子との故意でない接触の原因と成り得るし、偶発的にアウトオブプレー中のボールを打ったり、その動きがボールを横取りすることになるような問題を引き起こすこともあり、過小評価してはならない。

11.5 スタミナ（持久力）と耐久力

スタミナと耐久力との問題は時間とともに選手のパフォーマンスに影響する。

この問題が、診断された医学的症状に関連した要素により引き起こされる場合、クラス分けの最終決定は、対戦状況下における選手のパフォーマンス評価の後に行われる必要がある。

選手が競技参加適格基準のボーダーラインと見なされている場合において、スタミナと耐久力は、最低限のエントリークラス分けにおいて重要な問題となる。

クラス分け専門委員会は、対戦状況下において選手のパフォーマンスを観察し、それを考慮した旨を記録することが重要である。

同様に、選手が競技開始直後に「不適格」のクラス分けが適当とみなされる姿勢コントロール能力を示しても、対戦開始5分以降に筋緊張の増大と強い驚き反射が見られた場合、評価チームは当該選手に「適格」のクラス分けを行う考慮が求められることもある。

11.6 意思疎通

フィールド上での言葉による意思疎通は、戦術的な情報と展開の把握を明確にするための有力な要因であり、それゆえ、口頭での意思疎通に制約がある選手には不利となる。

これは、評価において比較的重要性が低い部分であるにもかかわらず、クラス分けステータスの確認が難しい状況においては特に心に留めておく必要がある。

11.7 対戦下のパフォーマンス全体の観察

クラス分け専門委員会による初期所見は、選手の練習や対戦環境の観察以後に確認される。

FIPFA クラス分けは、FIPFA によって任命されたクラス分けチームによる競技プレーまたは練習の状況観察に基づく機能評価の決定が、フィールドの上のパフォーマンスを正確に反映してない場合にのみ変更できる。

（テスト／評価環境下と対戦環境下の観察に違いを生むものとして考慮すべきは重要な要素は特に、以下に関連している：

- 高速旋回時、もしくは相手競技者にタックルされた時の座位の安定性
- ポジションとスペースを理解するために、自己刺激と協調技能を使う能力
- ジョイスティックまたは他の装置を使つての、シャープで反動的な電動車椅子の運転

これらの要素はクラス分けにおけるエラーとして誤解されることがある。

クラス分け評価は、競技技能、適性、よい訓練技術、そして効果的・機械的・安全機器が選手の機能的能力の結果に影響してはならないという原則に基づき規定されねばならない

12. 観察評価後の競技クラス変更

競技観察の結果として、選手の競技クラスの変更がクラス分け専門委員会によって決定された場合は、可及的速やかに総ての関係当事者に伝えられなければならない。

- クラス分け専門委員会の委員は、当該選手、国家代表チーム代表者、大会組織委員会と（もしくは）TD（技術代表）に対して、委員会の決定を可及的速やかに通知しなければならない
- 主任クラス分け委員は 割当られた競技クラスと変更後の競技クラスステータスの結果を、スタートリストを準備し、関連するイベントの管理、手配が行えるように大会組織委員会と（もしくは）CCTP（競技委員会大会実行委員会）に伝達しなければならない
- 結果と（もしくは）スタートリストは、国際競技連盟（IF）の競技と（もしくは）クラス分けの規則に従って、大会組織委員会と（もしくは）CCTPによる調整がなされる。
- 大会組織委員会と（もしくは）CCTPは、できるだけ早く他のチーム/国家とあらゆる他の関係当事者にすべての変更を通知しなければならない。

競技会期間中のクラス分けの間の観察評価結果によるいかなる変更通知書も、各国電動車椅子サッカー組織（協会・連盟）（NOPF）担当者を通して当該選手にFIPFAによって規定された書式で提供されなければならない。

13. 登録競技クラスと競技クラスステータスの指定^{*11}

電動車椅子サッカーの最初の出場とは、（主任クラス分け委員による決定として）、選手が予選ラウンドもしくはリーグ戦で十分な競技時間を与えられた最初の機会として定義される。

選手は、初期クラス分け評価の後にエントリー競技クラスと競技クラスステータスが割り当てられ、その結果に抛り以下の競技クラスステータスに分類される。

- － 新規(N)；（クラス分けを受けていない選手に対して、まず最初に割り当てられるステータス）
- － 再評価(R)；（他のイベントにおいて更に行われた評価の内容を確認する必要がある場合、もしくはその障害が近い将来変化する可能性がある選手に対して割り当てられるステータス）
- － 確認済み(C)；（既に競技クラスが割り当てられていて、障害に変化の見込みがなく、選手のプレゼンテーションにおいて変化がない限り再び審査する必要のない選手に適用されるステータス）
- － 参加不適格（適格基準を満たしていないと評価され、次のクラス分け評価を受けることを要求できる選手に対して適用されるステータス：抗議と上訴のセクション参照）

¹¹ International Standard: Athlete Evaluation Section 8

13.1 初期競技クラスの指定

クラス分け専門委員会が選手の競技クラスについての決定が行われると、選手は委員会の委員によって委員会の決定を通知される。

これは決定がなされ次第、可及的速やかに行われる。

13.2 競技クラス指定の確認

観察評価は、選手の競技クラスを確認するために必要とされている。

委員会が競技クラスを確認次第、選手は可及的速やかにこの決定を通知される。

13.3 選手への通知

書面による通知は、選手、もしくは選手が所属する国の代表者に提供され、以下の情報を含む FIPFA クラス分け証明書に文書で記録される。

- 選手が割り当てられた競技クラス
- 更新された選手の競技クラスステータス
- 抗議選択権と手続き

13.4 第三者組織への通知

選手評定期間の間の各セッションの終わり毎に、主任クラス分け委員は割り当てられた競技クラスと更新された競技クラスステータスの詳細を大会組織委員会(LOC)と競技委員会大会実行委員会(CCTP)に対して提供しなくてはならない。

大会組織委員会(LOC)は、競技会に参加する「新規(New)」もしくは「再評価(Review)」競技クラスステータスに分類された選手、チームが見学するのに必要とする全ての関連情報を提供することとする。

13.5 協議会后通知

競技会における主任クラス分け委員は、各競技会終了前に、クラス分け専門委員会によって割り当てられたそれぞれの競技クラスと競技クラスステータスを確認しなければならない。

総ての選手とそれぞれの競技クラス及び競技クラスステータスの完全なリストは、イベントの終了時にチームに与えられ、当該イベント終了から 4 週間以内に FIPFA ウェブサイト上に公表される。

各競技会でのクラス分けの結果は参加した総ての各国協会のために、選手の氏名、競技クラス、および競技クラスステータスを含めて FIPFA ウェブサイト上に公表される。

14. 評価ガイドライン

以下の図表は、選手が示しうる障害のタイプと、各競技クラスにおいて想定される機能レベルの概説である。

神経状態 ：神経に難問を抱える選手の動きは、強い反射の影響を受ける。		
	PF2 (障害の程度が軽い)	PF1 (障害の程度が重い)
体幹コントロール	<p>このレベルの選手は、前方・側方・回旋運動からの回復ができるが、連続運動が遅れるか、影響を受ける。</p> <p>連続運動と調整は遅れるが、補助なしで作業を遂行できる。</p> <p>ある脳性麻痺選手は動作に反射的な傾向を示す。</p>	<p>中程度から不十分な体幹のコントロール このレベルの競技者は、前方・側方・回旋運動からの回復を非常に困難とするか、失敗する。</p> <p>連続運動と調整が遅れ、補助無くして作業を遂行出来ない。</p> <p>動作より反射運動の方が強い。</p>
頭部コントロール	<p>衝撃を受けても頭部の固定が可能で、コントロールを失わない。視野確保に頭を使うことができる。</p>	<p>衝撃を受けた際に頭部を固定することを困難とし、視野を確保する能力が減退する。</p>
運転コントロール	<p>ジョイスティックをタイムラグ無くコントロールし、全ての方向に対して滑らかに運転することができる。移行動作に遅れが生じることもあるが、運転の質に影響を与えることはない（運転中に反応時間が遅延する傾向があり、方向制御にやや困難を生じることがある）。</p>	<p>滑らかな運転を困難とし、把持を継続することや、ジョイスティックをコントロールする能力が低い。</p> <p>移行動作の遅れが、運転の質に影響を与える（運転中に反応時間が遅延する傾向があり、方向制御に困難を生じる。）</p>
二次的要素	<p>激しい活動や時間の経過に伴う強い筋緊張亢進。 通常は意思疎通をとることができる。</p>	<p>激しい活動や時間の経過に伴う強い筋緊張亢進。 意思疎通がよくできない。</p>

整形外科状況		
	PF2 (障害の程度が軽い)	PF1 (障害の程度が重い)
体幹コントロール	座位安定性はあるが、回旋運動には困難が伴う。ある者は姿勢を保て、姿勢固定は安定しているが、姿勢移動には制限/限定がある。 重心を外れた動きは制限されるが、制限された動きの中でも役目は果たすことができる。 体幹移動の範囲は制限されるが、回復能力はある。競技に要求される可動範囲は満たしている。	回旋・前方・後方・側方屈曲に影響する厳しい体幹動作の制限が有り、姿勢を回復する能力が制限される。
頭部のコントロール	良好な頭部のコントロール（回転能力・良好な頭部可動範囲）・衝撃を受け止める能力・広い視野の維持。 体幹移動の不足を頭部の動きで補える。	首のすわりがおぼつかない。一定範囲の中でしか回転することができない。衝撃の際に頭を固定できない。 限定された視野
運転のコントロール	回復し、把持を維持しながら運転を完全に行う能力があり、流れるような運転動作が可能。	運転はできるが、把持を維持することは困難。
二次的要素	持久続力と意思疎通のスキルは、このグループにおいて要因とはならない。	持久力と意思疎通が要因となる場合もある。

肢切断者 - 後天的と／もしくは 先天的 (3もしくは4四肢に関して)		
	PF2 (障害の程度が軽い)	PF1 (障害の程度が重い)
体幹のコントロール	一般的によい、もしくは通常の体幹のコントロール。座位では影響を受ける。 歩行に制約がある	一般的に安定した体幹のコントロール（若干の例外あり）を有する。 衝撃時に、座位が著しく影響を受ける。 歩行不能選手
頭部のコントロール	一般的に関与は最低限	ヘッドアレイ、シップ&パフ、または顎操縦装置を使用することで、視野が制限される。
運転のコントロール	ジョイスティックの把持とコントロールはわずかに影響を受けることもあるが、スムーズにコントロールされた運転ができる。	ヘッドアレイ、シップ&パフもしくは顎操縦装置を使用しなければならない
二次的要素	持続力、反射反応、および意思疎通は重要な要因とはならない。	マウスコントロールシステムを使う場合、持久力が問題となる。 競技者が優位側で影響を受けた手足によって椅子をコントロールする必要が生じた場合、運転の流暢性は体幹の回旋運動によって損われる。

筋障害、筋ジストロフィー、その他		
	<u>PF2</u> (障害の程度が軽い)	<u>PF1</u> (障害の程度が重い)
体幹のコントロール	座位のコントロールは良好だが、重心を取り戻す回復に制限がある。 前後左右回旋運動に制限や影響がある。 自立的姿勢移動の範囲は制限される。その程度は最小限、もしくは一般的なものである。 重心を取り戻す為に頭の動きを使うことができる。	自立的着座安定性に大きな制限があり、立位の維持は体位サポート装置に依存している。
頭部のコントロール	良好な頭部のコントロール範囲と移動時視野を有する。 ある程度の非対称な頭部傾斜がある。 容易ではないが、フィールドを見ることができる。	不十分な頭部のコントロールのため、限られた視野しか得られない。
運転のコントロール	腕が安定していて、ジョイスティックを中立位に回復する能力とともに全方向へ運転することができるが、ジョイスティックから手が離れた場合、ジョイスティックコントロールを回復することに重大な遅れが生じる。 手のポジション回復は自由に行えるが、遅れや影響が生じる。 腕を安定させるためにサポートを必要とする場合がある。	スムーズにコントロールされた運転は可能だが、体位の固定を必要とする。 ジョイスティックを使う間、可動範囲に制限が生じる。
二次的要素	反射反応と意思疎通はこのグループにおいて重要な要素ではない。 しかしながら、姿勢のコントロールの質は疲労時に影響を受ける。	反射反応は重要な要素ではない。 しかしながら、姿勢のコントロールと意思疎通の質は疲労時に影響を受ける。

脊髄損傷		
	<u>PF2</u> (障害の程度が軽い)	<u>PF1</u> (障害の程度が重い)
体幹のコントロール	制限がある体幹のコントロールと肘下の腕機能。 体幹のコントロールは適切な着座システムによって行われる。	非常に制限された腕/手の機能。 運動時に呼吸は影響を受ける。
頭部のコントロール	首のすわりは安定しているが、回旋機能に視界に影響する何がしかの制限がある。	首のすわりをヘッドレストに依存しているため、移動時に大きな視野の狭窄がある。
運転のコントロール	スムーズに操縦する運転技術があり、機能上動きに範囲の制限はあるが、手をコントロール装置から離しても再び掴みなおすことができる。	なめらかに操縦する運転技術はあるが、腕がコントロール装置から離れると握りを取り戻すのに苦する。 口または顎での操縦など、代替りの運転テクニックが使える。
二次的要素	反射反応と意思疎通は重要な要素ではないが、持久力は影響を受ける。 声量は胸部の制約に影響を受ける。	声量に限りがあるため、意思疎通が大きな要因となる。

Protest & Appeals section

「抗議」と「上訴」の部

14. 抗議要領

14.1 抗議

「抗議」とは、認定された選手の競技クラスに対する公式異議が成され、その後、決定に至る手続きを指す。「抗議」は以下からのみ提出される；

- 各国電動車椅子サッカー組織（協会・連盟）の代表者
- 例外的状況下における主任クラス分け委員

14.2 抗議を処理するための一般原則

- 14.2.1. - 例外的な状況を除いて、選手の競技クラスについて提出される抗議は1回のみである。
- 14.2.2. - FIPFAによって割り当てられた競技クラスへの抗議は、FIPFAによってのみ解決され、競技会への影響を最小化する方法で解決される。
抗議が完結するまで、メダル贈呈は行われるべきではない。
- 14.2.3. - 抗議が行われた競技クラスは、抗議が直近の競技クラス割り当てから18ヶ月以後に提出される場合を除いて、それを割り当てたクラス分け専門委員会によって解決されるべきではない。
その場合、元のクラス分けを行ったクラス分け委員が抗議委員会の一員となることができる。
この規則は、2011年以降に発効する。
- 14.2.4. - 抗議委員会は、抗議されている選手の競技クラスを割り当てたクラス分け専門委員会より同等、もしくはそれ以上のレベルの資格認証を受けたクラス分け委員が含まれるべきである。

14.3 抗議の機会

- 14.3.1. - 各国電動車椅子サッカー組織（協会・連盟）は、自国、もしくは他国の選手の競技クラスに対して不服申し立てを行うことができる。
- 14.3.2. - 競技クラスステータスは、抗議が可能な機会を表す。
競技クラスステータスはまた、誰が抗議を提出することができるかを表す。
- 14.3.3. - FIPFAの主任クラス分け委員は、あらゆる選手の競技クラスに対して抗議が出来る。
- 14.3.4. - 新規（N）の競技クラスステータスが付与されている選手は、選手評定終了後にNPC（各国パラリンピック委員会）、NF（国内競技連盟）、もしくはFIPFA主任クラス分け委員からの抗議を受け、再評価（R）の競技クラスステータスを割り当てられることがある。
抗議の解決後に、当該選手には以下のステータスが指定される。
 - 再評価（R）
 - 確認済み（C）
 - 参加不適格
- 14.3.5. - 再評価（R）の競技クラスステータスが付与されている選手は、選手評定と競技クラス割り当て後に、あらゆる各国電動車椅子サッカー組織（協会・連盟）（NOPF）もしくはFIPFA主任クラス分け委員から抗議を受けることがある。
抗議の解決後に、当該選手には再評価（R）が維持されるか、以下のステータスが指定される。

- 確認済み（C）もしくは
- 参加不適格

- 14.3.6. - 確認済み（C）の競技クラスステータスが付与されている選手への抗議は、例外的な状況において FIPFA 主任クラス分け委員からによってのみ行われる。（IS（国際基準）抗議と上訴条項5）
- 14.3.7. - 競技クラスステータス「参加不適格」が付与されている選手への評価の規定は、IS（国際基準）選手評定条項 3.2.2 において概説される。
- 14.3.8. - 例外的な状況とは、競技会前もしくは競技会中に、確認済み(C) 競技クラスステータスが付与されている選手が、選手の現在の競技クラスよりもかなり低い、もしくは高い能力を示していると主任クラス分け委員が判断した場合に生じる。

例外的な状況は次の結果として起こりうる：

- 選手の障害の程度の変化；
- 競技会前もしくは競技会中に現在の競技クラスよりもかなり低い、もしくは高い能力を示している選手；
- 選手の能力にそぐわない競技クラスがクラス分け専門委員会によって誤って割り当てられた；
- もしくは
- 競技クラス割当判定基準が、選手の直近評定以降に変更された

例外的な状況において成された抗議は、以下の条項中の詳細と同じ処理に準ずる。

14.4 競技会における抗議手続き

14.4.1. - 抗議は以下によって提出される

- 抗議の提出権限を有する各国電動車椅子サッカー組織代表（例えば選手団長もしくはチーム監督）、または FIPFA 主任クラス分け委員もしくはそのイベントの為に任命された者
- そのイベントにおける主任クラス分け委員もしくはそのイベントの為に任命された者が、FIPFA の代表者として抗議を受け付ける権限を有する。

14.4.2. - 選手の競技クラスに対する抗議は、その選手の国の代表者より、その選手に対する評定が完了してから 60 分以内に提出される。

14.4.3. - 抗議は、主任クラス分け委員もしくは指名を受けた者の有する FIPFA 抗議申請書に英語で記入し、100ユーロを添えて提出されなければならない。
抗議申請書式と共に提出される情報と書類には以下が含まれていなければならない。：

- 競技クラスの抗議が申請される選手の氏名、国籍、競技
- 抗議の理由
- 抗議の対象となる決定の詳細
- 抗議を補完する為に提供されるあらゆる証拠書類、その他の証拠
- 必要箇所に国内競技連盟代表者、もしくは主任クラス分け委員の署名
- その競技会で特に規定がある場合を除き、手数料 100ユーロ

14.5 抗議の承認

- 14.5.1. - 抗議申請書受領後、主任クラス分け委員は、抗議に根拠があり、必要な情報が総て含まれていれば再審査の遂行を決定する
- 14.5.2. - 主任クラス分け委員に提出された抗議申請書に総ての必要な情報が含まれていない場合は、抗議を却下し、総ての関係者に通知する。
抗議が主任クラス分け委員によって却下された場合、その理由が明示され、**手数料の100ユーロは返還される。**
- 14.5.3. - 抗議が受理された場合、主任クラス分け委員は、その後の抗議評定の為の日時を総ての関係者に通知する

14.6 競技会中の抗議委員会

- 14.6.1. - 主任クラス分け委員は、抗議委員会に選手の評定の実施を命ずる。
抗議委員会は、直近の当該選手競技クラス割り当て関係者と同等、もしくはそれ以上の資格認証レベルのクラス分け委員3名によって構成される。
- 14.6.2. - 抗議委員会のメンバーは、抗議を受けた評定が申し立ての18ヶ月以上前に行わたのものでない限り、その抗議を受けた選手の競技クラス割当に直接関与しているべきではない。
これは2011年以降に有効となる。
- 14.6.3. - 抗議申請書と共に提出されたすべての書類は、抗議委員会に提供されるものとする。
抗議委員会は、選手の最も最近の競技クラスを割り当てたクラス分け委員会への参照を行うことなく抗議評定を実施すべきである。
- 14.6.4. - 必要であれば、抗議委員会は、選手の競技クラスを再検討する課程において、当初の委員会によって記録された所見を含む、医学、スポーツもしくは科学の専門的見解を求めることがある。
- 14.6.5. - すべての関係諸団体へ抗議の決定が通知される。
通知書は、規定の抗議書式によって当該選手に提供されなければならない。

表 1： 競技会中の抗議機会

選手競技クラスステータス	選手の国家電動車椅子サッカー組織と／もしくは他の各国電動車椅子サッカー組織の抗議可否	主任クラス分け委員による抗議可否
新規 (N)	可能	可能
再評価 (R)	可能	可能
確認済み(C)	不可*	不可**

* 選手は最初の出場の後に抗議を受けることがあるが、1回のみしか抗議を受けない。

**選手は例外的な状況の下で抗議を受けることがある。

14.7 競技会中以外での抗議手続き

- 14.7.1. - 抗議は、選手が競技した競技会の最終日から 30 日以内、もしくは選手が競技するであろう競技会以前 30 日以内に受け入れられる。
- 14.7.2. - 抗議は FIPFA クラス分け部門長、もしくは部門長に指名された者に対して規定の抗議申請書で提出され、抗議のための 100 ユーロが伴われていなければならない。
- 14.7.3. - 抗議申請書と抗議料が受領された後、FIPFA クラス分け部門長、もしくは部門長に指名された者は、当該申し立てが抗議提出に係るすべての関連規則に準拠しているかどうかを検討し、抗議を受理するか却下するかを決定する。
- 14.7.4. - もし関連規則に準拠していないか、抗議の確固たる根拠がない場合、クラス分け責任者は抗議を却下し、書面による却下説明書と共に不服申立申請書を返却する。
抗議手数料は返却されない。
- 14.7.5. - 例として、抗議は以下の理由のため拒絶される：
- 当該選手は以前に抗議されたことがあり、最終決定が成されている。
 - 抗議提出が期限内に完遂されなかった。
 - 抗議申請書に各国電動車椅子サッカー組織（協会・連盟）（NOPF）代表者の署名がされていない。
- 14.7.6. - クラス分け部門長は、すべての関係諸団体との協議の上で、抗議評価のための日時を、28 日以内にすべての諸団体に通知するものとする。
（競技中の技能と観察の評価等、クラス分けのすべてが指定された競技会で実施される必要がある）
- 14.7.7. - 競技会中以外での抗議は、14.4.3 において概説されたものと同じ記述に合わせて、抗議委員会により国際公認競技会においてのみ解決される。

表 2：競技会中以外での抗議

選手競技クラスステータス	選手の国家電動車椅子サッカー組織と／もしくは他の各国電動車椅子サッカー組織の抗議可否	主任クラス分け委員による抗議可否
新規 (N)	不可	不可
再評価 (R)	可能	可能
確認済み(C)	可能*	可能**

* 選手は他の各国電動車椅子サッカー組織（協会・連盟）（NOPF）から抗議を受けることがあるが、1 回のみしか抗議を受けない。

** 例外的な状況のみ

14.8 抗議手順

以下のセクションは競技会の間、もしくは競技会外における抗議手続の様々な段階を説明している。

第1段階 – 競技会前作業

抗議手続についての詳細をすべての関係各国電動車椅子サッカー組織（NOPFS）に伝達する
標準抗議申請書式の配布
抗議提出方法(誰が、いつ、誰へ)の確認



第2段階 – 抗議提出

各国電動車椅子サッカー組織（NOPF）における適切な人によって完成され、提出された抗議書式
抗議申請書に追加するすべての関係書類と、情報の提出
抗議料の支払い
すべての文書は、クラス分け部門長（HoC）もしくは当該競技会における主任クラス分け委員（CC）に
提出される必要がある



第3段階 – クラス分け部門長、もしくは当該競技会における主任クラス分け委員による提出された抗議のチェック



第4段階 – クラス分け部門長、もしくは当該競技会における主任クラス分け委員による、抗議提出に対する決定

却下の場合：クラス分け部門長、もしくは当該競技会における主任クラス分け委員は却下理由を提出団体に通知する
受理の場合：第5段階に進む



第5段階 – 当該競技会における主任クラス分け委員による抗議解決の準備

抗議委員会の任命
抗議が、いつ、どこで、どのように処理されるかについて、すべての関連諸団体に通知する



第6段階 – 抗議委員会による抗議解決

すべての書類と情報のチェック
抗議評定の実施
競技クラスの割り当て
主任クラス分け委員への抗議に対する決議の通知



第7段階 – 事後処理の管理

主任クラス分け委員は、口頭と文書で抗議の結果について関係諸団体に通知する
すべての関係諸団体へ、競技会継続保証の決定を伝達する
クラス分けマスターリストの更新

15. 上訴要領

15.1 上訴

「上訴」とは、実施されたクラス分け手続の仕方に対する公式異議が成され、その後決定に至る手続きを指す。

15.2 上訴処理のための一般原則

FIPFA は、FIPFA のために上訴機関に関わる人々を任命する。

上訴手続は、国際パラリンピック委員会クラス分け仲裁委員会細則に一致していなければならない。

BAC（クラス分け上訴委員会）の最新の規則については、IPC ウェブサイトを参照のこと。

15.3 上訴権限

15.3.1. - 上訴機関は、以下を目的としてクラス分けの決定を再検討する権限を有する：

- すべての競技クラス割り当て手続が適切に行われていたとの保証。そして／もしくは、
- すべての抗議手続が適切に行われていたとの保証。

15.3.2. - いかなる上訴機関も、競技クラスまたは競技クラスステータスの割り当てが持つ影響を再検討する権限は有さない。

いかなる場合も、上訴機関は新しい競技クラス、および／または競技クラスステータスを割り当てて、決定を覆すことはできない。

15.3.3. - 上訴機関は、抗議手続を含む他の利用可能な救済策が尽きた場合においてのみ上訴を審理することとする。

15.4 上訴提出

15.4.1. - 上訴は、FIPFA への上訴の通告を事務局を通してクラス分け部門長に提出することによっていつでも開始され、FIPFA は即座に上訴の通告のコピーを相手組織に送る。

15.4.2. - 各国電動車椅子サッカー組織（協会・連盟）（NOPF）だけが、所属する選手についての決定に対する上訴提出の権利を有する。

15.4.3. - 上訴の通告における必須通知事項は以下の通り：

- 上訴要求団体の明示；
- 競技クラス、および／または競技クラスステータスが上訴の対象となっている選手の氏名、国、および競技の提示；
- 上訴の対象とされている決定（書面であれば）のコピーもしくは、その簡約を添付；
- 上訴根拠の明示；
- 上訴の裏付けとして出されるすべての書類、根拠、および証拠。

15.4.4. - 上訴には 300 ユーロを添えて提出されなければならない。
支払い証明が上訴申し立てに添えられていなければならない。

- 15.4.5. - 上訴の通告を受付け次第、FIPFA は、他のすべての救済策が使い果たされているかどうかを決するための再調査を、誰が実施するかを上訴機関に通知する。
他のすべての救済策が尽きていない場合、FIPFA は書面により上訴棄却決定を発行する。

15.5 上訴手順

- 15.5.1. - 他のすべての救済策が尽きていた場合、FIPFA は：

- 上訴の審問を目的とした上訴機関が設立されることを、すべての関係団体に通知する。
- 上訴の通告通知とすべての文書、そして証拠の根拠と詳細のコピーを、上訴の通告で名前を挙げられた団体（相手団体）に送る。
- 上訴に関係している相手団体が上訴申し立て受理から 28 日以内（または FIPFA 上訴機関が必要とする他の期間以内）に提出すべきすべての文書、証拠、専門家の証人のリストを上訴機関に提出しなければならないことを、相手団体に通知する。
- 審問の場所と日付の設定：上訴機関は、単独の裁量において、顔を合わせて、電話会議でまたは TV 会議によって審問を実施する権利を有する。

15.6 上訴審

- 15.6.1. - 上訴機関（そのメンバー達はすべて利益相反協定に署名し、それに従う）は、いかなる段階においても上訴機関以前に、提出された論争に関与、または関知していない 3 人以上の個人で構成する
- 15.6.2. - 決定の独立のレベルを保証するため、上訴機関のメンバーの大多数は FIPFA において他のどのような職責も持つべきでない。
- 15.6.3. - 上訴機関は、それを補佐するため、審問において法律顧問を指名することがある。
- 15.6.4. - FIPFA と適切な各国電動車椅子サッカー組織（NOPF）は、法律顧問から説明を受け、また必要であれば上訴機関によって承認された通訳者を採用する権利を有する。
- 15.6.5. - いかなる団体も、選手とすべての通訳者を除いて、2 名を超えない代表者が審問に参加する権利を与えられる。
- 15.6.6. - 各団体は、証拠書類の提出、聞き取りの覚書または要約の提出、（上訴機関の裁量に従い）証人を呼ぶ権利を有する。

15.7 上訴判決

- 15.7.1. - 上訴機関は審問の後に、各上訴に対する決議した判決を書面により発布する。
判決はすべての団体、FIPFA、そして競技会に関連して実施された上訴の場合は競技会組織委員会に提供される。

- 15.7.2. - 上訴機関は、上訴された決定に対する支持、ないしは決定却下を明言する。
決定が却下された場合、上訴機関の意見書には、犯された手続上の誤りや、適切な団体に対して上訴機関の指示と一致している方法で決定の見直し命じることが明記される。
- 15.7.3. - FIPFA は、上訴機関の命令に適時の方法で従うことを保証する責任がある。
- 15.7.4. - 上訴判決は最終的なもので、これ以上の上訴は受け付けない。

15.8 機密性

- 15.8.1. - 上訴議事録は機密である。
当該諸団体と上訴機関は、上訴内容の遂行もしくは保護に必要な場合以外は、いかなる人物や団体に対しても、上訴内容または議事録に関連する事実、または他の情報を明らかにしてはならない：
 - 関連する職員または代理人；
 - 上訴において証言が提出される証人；そして
 - 上訴のために採用された法律顧問、専門家、または通訳者。
- 15.8.2. - 上訴機関はその単独の裁量において、審問に出席するすべての人に、審問の間的事实、もしくは審問の間に明らかになった他の情報に対する機密保持承諾声明書に署名を要求する。そのような承諾書への署名を拒否するいかなる個人も、審問から除外される。

15.9 上訴手順

以下のセクションは競技会の間、もしくは競技会外における上訴実施の様々な段階を説明している。



15.10 クラス分け上訴申請書

※英語版原本において当該申請書の記載がないため、この項は空欄とした

Classifier training & Certification Section

クラス分け委員

トレーニングと資格認証の部

16. クラス分け委員トレーニングと資格認証

クラス分け委員として認定されるには、実技トレーニングと指導力*¹²のみならず、理論と実践を含む FIPFA 公式トレーニングを完遂しなければならない。

現在、適切な経験を持つ新規のクラス分け委員達に対して、最新のクラス分け規約に則った指導形態が用いられる。

今後、クラス分け委員に必要な理論と実務的なトレーニング方法が開発される。

16.1 クラス分け要員*¹³

16.1.1 クラス分け委員

クラス分け委員は、クラス分け専門委員会の委員としての任務を遂行する間、役員として選手を評定する権限を FIPFA によって公認された者である。

クラス分け委員は、最新の規則集の中で規定された規則に従い、クラス分け委員の行動軌範に従う責任がある

クラス分け委員の義務には以下を含むが、これに制限されるものではない：

1. 抗議と上訴を含めて、競技クラスと競技クラスステータスを割り当てるためにクラス分け専門委員会のメンバーとして働く。
2. 競技会においてクラス分け会議に出席する。
3. クラス分け委員トレーニングと資格認証を補助する。

16.1.2 クラス分け部門長

クラス分け部門長は FIPFA クラス分け事項に関する総ての監督、管理、調整、実施に責任を持つ者である。

クラス分け部門長の義務には以下を含むが、これに制限されるものではない：

1. 定期的にクラス分けシステムの状態を調査する。
2. クラス分け規則（FIPFA）が、クラス分け規約（IPC）と IS（国際基準（クラス分け規約補足文書））（IPC）へ準拠するように、FIPFA のプログラムと方針を策定、計画、提案を行う。
3. 関連した委員会の委員として務めることを含めて、クラス分け事項を統治し、調整する。

¹² IF Classifier Training and Certification Section 3.1.

¹³ IPC Classification Code Section 3.1, 3.2, 3.3 and IS Classifier Training and Certification Section 1 and 5.

4. 主任クラス分け委員の任命を含めて、クラス分け専門委員会のクラス分け委員を任命する。
5. クラス分け委員トレーニングと資格認証を計画し、実施する。
6. クラス分けとクラス分け委員のデータベース、およびクラス分けマスターリストを管理し、更新する。
7. クラス分け規則の変更をクラス分け委員に知らせ、かつ、競技やクラス分け規則に影響する緒問題についての意見をを行う。
8. すべての関連した外部の団体と連絡を取る。

16.1.3. 主任クラス分け委員

主任クラス分け委員は特定の競技会におけるクラス分け事項に関する監督、管理、調整、実施に責任を持つ。

主任クラス分け委員の義務には以下を含むが、これに制限されるものではない：

1. 特定の競技会に関連したクラス分け事項を管理し、調整する。
2. 競技会の前に、競技クラスと競技クラスステータスの評定を必要としている選手を確認し連絡を行うために、組織委員会とチームの橋渡しとなる。
3. 競技会の前に、クラス分け委員の移動手段、宿泊施設、および作業環境整備の提供を確保するために、組織委員会と連絡とる。
4. クラス分け規則の適切な適用を保証するために、クラス分け委員を監督する。
5. クラス分け専門委員会の委員として活動するクラス分け委員と実習生の職務を監督し、クラス分け能力と熟練度を監視する。
6. 競技会から5日以内に競技会レポートを完成し、クラス分け部門長に送る。
7. 抗議と上訴の部中で概説されるように、抗議手続を実施する。

16.2 クラス分け委員資格認証のレベル^{*14}

16.2.1 実習生

実習生は FIPFA による公式なトレーニング中で、まだクラス分け委員と認定されていない者。実習生は国際競技会においてはクラス分け専門委員会の指定メンバーにはならず、国際競技クラスの割り当てを行ってはならない
実習生は競争会において、自らのチーム、もしくは大会組織委員会に関連する他のいかなる役割も兼務してはならない。

¹⁴ IS Classifier Training and Certification Section 2.4

実習生は最新の規則集の中で規定された規則に従い、クラス分け委員の行動軌範に従う責任がある

実習生の義務には以下を含む。

1. クラス分けプロセス、手続きと規則を学ぶための積極的な参加と観察を行い、資格認証に向けてクラス分け能力と知識の育成。
2. イベントにおけるクラス分け会議への出席。

16.2.2. レベル 1

レベル 1 クラス分け委員は FIPFA の公式入門トレーニングを完了し、国際競技会でクラス分け専門委員会のメンバーと認められた者。

レベル 1 クラス分け委員は、より経験豊かなクラス分け委員の監督下で競技クラスと競技クラスステータスの指定に関与することができる

16.2.3 レベル 2

レベル 2 クラス分け委員は FIPFA の公式上級トレーニングを完了し、それ相応なレベルの経験を積んだ者。

レベル 2 クラス分け委員はより経験豊かなクラス分け委員の監督無しに競技クラスと競技クラスステータスの指定に関与することができる。

16.3 クラス分け委員資格の維持^{*15}

クラス分け委員はその資格を維持しなければならず、毎年資格認証状況と、一層の能力発展に向けた情報が通知される。

維持基準を満たせなかったクラス分け委員は、技能に向上が見られるまで、その資格を失う。

16.3.1. レベル 1

1. 国/地域/区域内で、少なくとも 1 つの競技会または 1 年に最低 10 人以上の競技者のクラス分け実務を担当する。
2. 毎年、活動実績を示すためにクラス分け記録をクラス分け部門長に提出する。
3. 最新のクラス分け規則に関する知識を維持するために、ワークショップ（研修会）とセミナー（研究会）に出席する。
4. 4 年毎に最低 1 つの国際競技会でクラス分けを行う。

¹⁵ IF Classifier Training and Certification Section 3.5, 3.6, 4.3, 4.4.

16.3.2 レベル2

1. 国/地域/区域内で、少なくとも1つの競技会または1年に最低10人以上の競技者のクラス分け実務を担当する。
2. 毎年、活動実績を示すためにクラス分け記録をクラス分け部門長に提出する。
3. 3年毎に世界選手権またはパラリンピックでクラス分けを行い、高度な技能を維持し続ける。
4. 最新のクラス分け規則に関する知識を維持するために、ワークショップ（研修会）とセミナー（研究会）に出席する。
5. クラス分け委員会議への参加と任務の遂行を行い、委員会からの最新の情報や指示精通する。

17. 行動規範

国際基準（クラス分け規約補足文書）－クラス分け委員トレーニングと資格認証の部6条の中で記述されているように、クラス分け委員は行動規範を遵守しなければならない。^{*16}

FIPFAは、クラス分け行動規範に違反するクラス分け委員に対して懲戒処分をとる。

懲戒処分には、口頭または書面による懲戒から、クラス分け委員資格認定取り消しまでの様々な制裁を含む。

行動規範遵守違反は、クラス分け部門長に報告され、違反の調査を行い、いかなる懲戒処分が採られるべきかの決定を下す。

行動規範は、クラス分け委員トレーニングマニュアルに追加される。

¹⁶ IPC Classification Code Section 3.4

クラス分け評価用紙 (Ver2 : 2008/6月)

氏名: _____ 生年月日: _____

チーム: _____ 日付: _____

住所 _____

旅券番号: _____

経歴

競技経験年数 _____

練習頻度 _____

資料	受領	情報
診断書		
薬物治療情報		
現在の競技能力に影響を与える問題点 例：てんかん、喘息、厳しいアレルギー、直近12ヶ月以内の手術		

競技用電動車椅子検査

車椅子の型	
拘束具	
操縦方法	

体幹・頭部コントロール

評 価：	PF1/2	能力評定
姿勢と座位安定性		
頭部コントロール ・ 安定性 ・ 可動範囲 ・ 視野		

ドライブコントロール（運転制御）

評 価：	PF1/2	能力評定
蛇 行 ・		
後 進		
左右回旋		
ボール打ち		
インターセプション（横取り）		
技能の流ちょう性（滑らかさ）		

二次的要素

評価：	PF1/2	能力評定
反射反応		
スタミナ（持久力）と耐久力		
意思疎通		
その他		

競技クラス と競技ステータス：

競技クラス PF 1 PF2 再評価 確認済み

委員会員名：1. _____

2. _____

選手署名： _____

日付： _____

競技観察

氏名： _____ 生年月日： _____

チーム： _____ 日付： _____

再評価問題点	観察結果
体幹コントロール	
頭部コントロール	
ドライブコントロール (運転制御)	
二次的要素 ・ 反射反応 ・ 耐久力 ・ 意思疎通 ・ その他	
コメント	
結果	
委員会員名 (複数の場案は全員の名前を記入)	
日付	

クラス分け承諾書

私 _____（選手氏名記入）は、FIPFA クラス分けプロセスを受け、選手の行動軌範に従うことに合意します。

私は以下を理解しています：

- クラス分けプロセスにおいて、私の障害とトレーニングに関する件を含めた一連の質問に答えることを要求され、私は、正直に、私の知る限り完全にすべての質問に答えることに合意します。
- 私は、いくつかの活動とスポーツスキルを実行するよう要求され、それらのテストの性質と、それらを実行するために要求される運動が、競技練習のために要求されるものと同様なものであることを理解しています。
私は、そのようなテストを安全に請けることができるだけ十分に健康であり、かつ、それらを行うことには競技トレーニングセッションを完遂することに伴うリスクとほぼ等しいわずかなリスクがあることを承知しています。
私がこれらクラス分けプロセスにおいて受傷しても、IPC 運動競技の責任を追及することはありません。
- 私は持てる能力の限りを尽くしてすべてのクラス分け活動を試みなければならず、私が最善の努力を怠った場合、それは能力の欺きと見なされます。
その場合、クラス分け過程は終了し、クラス分けは出されず、私は競技会参加資格を失います。
- 私は、クラス分けプロセスの間に写真を撮られるかビデオ撮影されることがあり、これらの映像がクラス分け決定を実証するため、またはクラス分けプロセスについて他を教育するために使われることを理解しています。
当該画像は、いかなる営利または投機対象事業のためにも使用されません。

私が競技クラスを割り当てられた際、競技会前評定の間私が最善の努力を成したことを確認するため、競技会における私のパフォーマンスをクラス分け委員が観察することを理解しています。

私の競技パフォーマンスが、クラス分けにおけるフィジカルテストでの私のパフォーマンスとかなり違うとクラス分けチームが決した場合、私は資格を剥奪されることを理解しています。

私は、選手として、クラス分けの間に以下の権利を有していると理解しています：

- 撤退する権利：私のクラス分けプロセスへの参加は自発的で、私はいつでもクラス分けプロセスから撤退する権利を持っています。
この書式にサインすることは、いつでも撤退することができる私の権利を変更するものではありません。
私は、私がクラス分けプロセスから撤退する場合、クラス分けされることができず、FIPFA 競技会において競技することができないと理解しています；
- 尊重される権利と機密：評定は敬意をもって実施され、クラス分けプロセスの間に得られた情報は内密に扱われます；
- クラス分け決定を要求する権利：これは適切な道筋を通して行われるべきです。

私はこの文書にサインすることによって、私が上記の情報を理解しているか、私の親/保護者がそれを読み、理解していたことを示します。

署名

日付

親/保護者の署名（18歳以下の場合）

日付

証人

日付

【補足資料】使用用語解説（日本電動車椅子サッカー協会クラス分け委員会編集）

用語	略語	適用用語	補足
Aid		援助	
Amputee		切断	
Appeal		上訴	
appeal body		上訴機関	
appeal hearing body		上訴聴聞機関	
Assessment		評価	
athlete support personel		選手支援要員	競技規則において、選手と競技者は明確に区別されているため、一般的な呼称としては「選手」とする
Athletes Assessment		選手評価	
Athletes Evaluation		選手評定	
authorized classifier		公認クラス分け委員	
Board of Appeal of Classification	BAC	クラス分け上訴委員会	
Board of Arbitration of Classification	BAC	クラス分け仲裁委員会	
Chief Classifier	CC	主任クラス分け委員	
CLASSIFICATION ASSESSMENT FORM		クラス分け査定用紙	
Classification Commission			
Classification Panel		クラス分け専門委員会	
Classification Personnel		クラス分け要員	
Classifier		クラス分け委員	
Competition Commission Tournament Panel	CCTP	競技委員会大会実行委員会	
conflict of interest		利益相反	

用語	略語	適用用語	補足
Evaluation		評定	
Federation International of Powerchair Football Association	FIPFA	国際電動車椅子サッカー連盟	
First Appearance		最初の出場	
Head of Classification	HoC	クラス分け部門長	
international standard	IS	国際基準（クラス分け規約補足文書）	クラス分け規約を補足し、クラス分けのための追加の技術と運用上の要件を提供している文書
Intentional Misrepresentation		意図的不実表示	
International Classification Panel	ICP	国際クラス分け委員会	
International Federation	IF	国際競技連盟	IPC登録の各種障害者競技連盟の共同体
International Paralympic committee	IPC	国際パラリンピック委員会	
International Paralympic Committee Board of Arbitration of Classification	IPCBOC	国際パラリンピック委員会クラス分け仲裁委員会	
local organising committee	LOC		
Medical form		医療情報申告書	
Medications Form		薬物治療情報	
National Classification Panel	NCP	各国クラス分け委員会	
National Federation	NF	国内競技連盟	IFによって、各国におけるそのスポーツのための唯一の管理団体と認められた組織
National Organization of Powerchair Football	NOPF	各国電動車椅子サッカー組織（協会・連盟）	
National Paralympic Committee	NPC	各国パラリンピック委員会	IPCによって認められた、IPCに対して当該国家または地域の障害を持つ選手を代表している唯一の各国組織。さらに、IPCからIFであると認められたスポーツの各国連盟。

用語	略語	適用用語	補足
notice of appeal		上訴の通告	
observation during competition		競技観察	
process		プロセス・手順	
protest		抗議	
protest form		抗議申請書	
protest panel		抗議委員会	
Reflex Responses		反射反応	
Region Classification Panel	RCP	地域（各ブロック）クラス分け委員会	
team selectors		チーム選択	
technical classifiers		テクニカルクラス分け委員	
Technical Delegate	TD	技術代表	コーチ、もしくはチームが任命した代理人

参考文献：(財) 日本障害者スポーツ協会発行「08 版障害者スポーツ用語・和訳 700 語」

F I P F A クラス分け 規 則 集 (日本語版)

2012年 3月 3日 第1刷発行

不許複製

発 行 日本電動車椅子サッカー協会

監 修 日本電動車椅子サッカー協会クラス分け委員会

翻訳監修 木内裕也 : 会議通訳者・翻訳者・ミシガン州立大学教員

翻訳協力 後藤昭邦 : 東京都電動車椅子サッカー協会 副会長 (同協会 審判委員会 副委員長)